

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔 柳 昇

金融商品取引法施行に伴う業務規程の一部改正等について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、業務規程の一部改正等を行い、平成19年 9 月30日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）における「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）が平成19年 9 月30日から施行されることに伴い、当取引所諸規則について所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

「金融商品取引法」等の施行に伴い、現行規定中の「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改めるなど、業務規程ほか、有価証券上場規程及び諸規則全般について、用語の見直し等所要の改正を行うものです。

（備 考）

・有価証券上場規程第 2 条第 1 項、第 3 条第 3 項第 2 号 b 等

2. 施行日

平成19年 9 月30日から施行します。

以 上